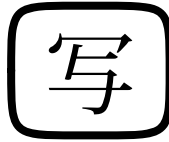


令和8年8月6日

東京都知事
小池 百合子様



東京都町村会
会長 師岡 伸公

東京都町村議長会
会長 山本 忠志

離島航路の安定的な維持・確保に関する要望

東京都の島しょ地域において、東海汽船株式会社が運航する定期航路は、島民の生命と生活を支える不可欠な公共交通機関であり、医療、物流、産業、観光など、地域社会のあらゆる活動を支える基幹インフラであります。

このたび、同社における複数の法令違反に対し、海上運送法に基づく事業停止命令等の行政処分に向けた手続が国土交通省において進められております。

旅客船の安全運航を著しく損ないかねない法令違反は、利用者の生命と安全に関わるものであり、決して許されるものではありません。また、昨年に続き再び重大な不適切事案が明らかとなったことは極めて重く受け止めるべきであり、同社においては、安全管理体制の抜本的な見直しと再発防止策の徹底に全力で取り組み、一日も早く利用者の信頼を回復することが強く求められます。

一方で、事業停止命令が発せられた場合には、島民の移動手段のみならず、医療、物流、観光をはじめとする地域経済・社会活動に極めて深刻な影響を及ぼし、島民生活の基盤そのものが脅かされることが強く懸念されます。島しょ地域の住民はもとより、島民生活に責任を負う町村としても、この事態を極めて重大な問題と受け止め、深い危機感を抱いております。

離島航路は、島しょ地域の住民生活と地域経済を支える生命線であり、その安定的な維持・確保は、東京都の離島振興施策において極めて重要な課題であります。

つきましては、島民生活への影響を最小限に抑え、離島航路の安定的な維持・確保を図るため、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 行政処分が行われる場合には、離島航路に支障を生じさせることのないよう特段の配慮を求めるとともに、代替輸送の確保その他必要な措置について国及び関係機関と速やかに調整すること。
- 2 島民生活、医療、物流、防災、教育その他行政サービスへの影響を最小限に抑えるため、必要な支援及び対策を講ずること。
- 3 東海汽船に対し、安全管理体制の抜本的な見直し及び再発防止策の徹底が確実に図られるよう、国と連携し必要な働きかけを行うこと。
- 4 夜間・長時間に及ぶ航海など、伊豆諸島航路の特殊性を踏まえ、安全で持続可能な運航体制の構築及び船員の労働環境の改善に向け、国及び事業者と連携して必要な取組を進めること。
- 5 将来にわたり離島航路の安定的な維持・確保を図るため、国、関係自治体及び事業者と連携し、その運営及び支援のあり方について早急に検討すること。